

追加 1. 議題 (6)

平成 25 年 5 月 20 日
白井市庁舎建設等検討委員会

プロポーザルの審査員について

1. プロポーザルの審査の進め方について

庁舎の基本計画及び基本設計業務は、庁舎整備を進めるに当たり大変重要なものであることから、事業を委託する業者の選定については、価格競争による入札方式よりも、高度な技術力等を持った業者を選定できる公募型のプロポーザル方式で行うべきとの意見をいただきました。

白井市では、プロポーザル方式での業者選定にあたっては、当事業に理解が深く、また専門的な知見を有する方が多数いる庁舎建設等検討委員会で審査を行っていただくことが適当であると考えています。

なお、実施方法や審査方法については、この後速やかに「白井市建設工事等入札契約審査会」に諮り、正式決定することとしています。

2. 審査員の人数を 6～7 人程度とすることについて

二次審査については、参加者一者ごとに、説明（プレゼンテーション）を 30 分受け、引き続き質疑応答（ヒアリング）を 30 分で予定しています。

30 分でヒアリングできる項目数は、おおむね 10 項目程度と考えられます。またヒアリング手法の一つとして、同一の質問を全ての参加者から聴き比べることなども想定されます。

このようなことから、限られた時間で的確に審査を行うためには、6 名～7 名程度が適当と考えます。

3. 審査員の選定について

【参考】審査員数

区 分	定 数	審査員数	備 考
市議会議員	3 名	名	
学識経験を有する者	6 名	名	
公共的団体等の代表者	3 名	名	
市民	5 名	名	
市の職員	3 名	名	
計	20 名	名	